



合併十年 目指す町に近づいたか

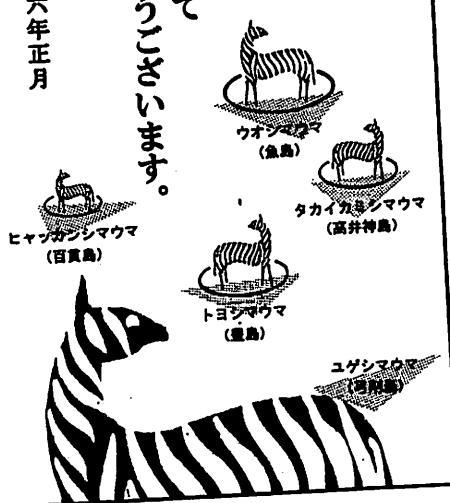
●行政のみならず、町民一同様
香呑すぎません?
申すまでもありませんが、町
という自治体は独りでに動いて
いるわけではありません。行政
という(議会も含む)仕組みが、
自前や国、県からの補助金等を
活用しながらそこに住む住民の
福祉を図っている。それがうま
く機能してはじめて住民の安心
安全が保たれ、町というエリア
が継続してゆく。住民は納税と
いう負担金を行政機関(国・県、
市町村)に支払い、当然の権利
として行政サービスを受けとつ
ていている。

●盛りだくさんの結構すぐめ
平成十九年三月に発行された
「上島町元気アップ計画」は、
平成十八年から平成二十七年ま
での町の総合計画です。めざすべき上島町の姿として
元気島・上島町。人が元気。自
然が元気。なりわいが元気。と
軽っています。町の政策はこの
計画に添って進められる手はず
になっています。

この計画書は地域総合研究所
は自分達が住んでいる行政区画
が、将来どうなつてゆくのかに
ついてはあまりにも無頓着すぎ
るのではないか。筆者の常日頃
抱く疑問です。

新年
あけまして
おめでとうございます。

平成二十六年正月



2014

本年は上島町平成の大合併後
十年の節目をむかえます。おり
しも広島県、愛媛県共働の「し
まのわ2014」という島博覧
会イベントに合わせ、我が町も
しまなみ海道の枝としてイベン
ト開催を準備中です。
行政が主導するものとして初
秋、生名島への町内だんじり大
集合、商工会主催の夏の古里夜
市花火大会、民間団体の県への
応募イベントとして岩城島や弓
削島での通年小イベント等なか
なか盛り上がりの予想もあります。
さてそうしたイベントはイベ
ントとして、この町はこれか
らどうなつてゆくのでしょうか。

人材確保・移住促進待ったなし

目的をもつて人を呼び込む姿勢が大事

トが作成したものですが、途中
に合わせ所々修正されています。

●箱物ばかりいじった十年間?
筆者の眼には箱物ばかりいじ
ますが、ここに述べられた町長の
が、そうであつてもなかなかの
出来です。この書には「危険な
症状を自覚し、改革の処方箋を
創り、島の個性を活かして、元
氣島プロジェクトを実行!」と
あります。もしこの計画の三分
の一でも、期限の平成二十七年
までに達成できたなら特等賞と
言えるのですが・・・

●十年前と十年後
平成十七年、合併後の最初の
新年号広報でこの町の舵取りで
ある町長は次のように述べてい
ます。

「補助金改革により、今後は地
方のやりたいことがやれるよう
になる。逆に言えばこれからい
かに各地方の実情に合った事業
計画にするかといった知恵が試
され、職員はコンサルタント等
の力に頼つて計画を作るようで
は話にならない時代へと向かっ
ています。」そして、「上島町
を世界に誇れるふるさとにした
いという理念のもと、島の人々
がそこに住み続ける意味や誇り
を取り戻し、文化と伝統、また
それを支える人の和を温かく育
てることで都会では触れるこ
のない町の活気や人情を、町民
の皆様と共に再興したいと考え
ています。」

●十年後と十年前
平成十七年、合併後の最初の
新年号広報でこの町の舵取りで
ある町長は次のように述べてい
ます。

●十年前と十年後
平成十七

責任の在り方を問う

◆町長問責決議

十二月定期での議案は補正予算と条例改正が主たるものでした。条例改正は国法の改正に伴う町条例の整合性をはかるため、字句等の修正が主なもの。議案内容は町広報誌および議会報にゆずるとして、この定期例会での大きな出来事は町長への問責決議案が議員から発議され賛成多数で可決されたことです。問責決議された町長には愉快ではなく不満にちがいありませんが、不祥事を起こした教育委員会に関し、部局の幹部職員等の任命責任を問われたわけです。から、冷静に自らの責任と言うものに思いを馳せて欲しいとおもうところです。

かねてよりこの町ではなぜか問題が起きてても責任者がきちんと陳謝したり責任をとったりすることの極めて少ない自治体です。組織のトップは部下の責任を取るために在る。そういう普通の感覚が欠如しているのです。



(13) 議會議員 平山和昭

**業績があがるのは社員のおかげ
業績が不振なのは社長の責任だ**

組織のミスであるのなら当初の担当職員への処分は撤回すべきではないのか。

◆なぜ問責決議案に賛成したか

1

野原フミ

父のふるさとは瀬戸内海の小さな島です。小学校五年生の明日海は尾道から、これも小さな船で渡ります。海が好き、船が好き、そして何よりも島が大好きなのです。

◆今回の問責に至る経過は以下の通りです。

▼平成二十五年十二月六日

上島町教育委員会が教育課の五十代男性を職務怠慢で地方公務員法の懲戒処分である戒告处分にしたことを明らかにしたとの新聞報道。処分は十一月二十九日付け。

職務怠慢とされた理由は、担当職員は八月、国に提出する秋の叙勲申請作成するよう指示を受けたが、約二ヶ月間放置し、十月初旬、他の職員が未作成に気付いたが提出期限に間に合わなかつた。

八月に担当職員に書類作成を指示した事実はなかつた。(筆者注) 教育長は当初の説明は事実と異なると認め、事実通り説明すべきだつたとした。

十一月二十九日付けで、教育課長と課長補佐を制度に対する認識不足と課内意思疎通不足を理由に地方公務員法の懲戒処分にあたらない訓告処分にした。▼十二月二十二日・定例議会 議員二名が教委の不祥事に關連し一般質問をした。

「質問の要旨」

この2件の報道のどちらが正しいのか。



濱田国太郎 目例会のお知らせ

- 日本海員組合産みの親、濱田国太郎（明治6年10月25日、生名島生れ）の顕彰碑復活準備会が結成されました。交流会・月例会は参加自由です。次回は2月25日13時～（生名公民館2F）ぜひご意見をもってご参加ください。詳しいは電話 090-8247-5279まで

やよみ亭出よう会 毎月2回 午後1時～

- ・第2火曜(やよみ亭) 第3火曜(土生集会所)
- ・地区のお年寄り達の交流会です。
- ・1月は14日と21日、2月は11日と18日

▼定例議会終盤
一般質問の答弁に納得しない議員が議会終盤に上島町長に対し以下の問題責決議案を緊急発議、「上島町教育委員会の一連の不祥事につき、その直接的、間接的に責任のある担当課長及び教育長並びに副町長の任命責任を問う」

▼決議案は賛成多数で可決
・賛成討論者、平山和昭

答弁によれば教委、審査会に当初より組織ミスを認識していた。ならば担当課長、教育局も担当職員同様職務怠慢を由に処分を受けるべきで、担当職員のみが職務怠慢を理由に方公務員法にもとづく懲戒処を受けるのは不公正である。

以上のことからなお組織として事実の隠蔽が感じられ、幹部として適格性に疑問が生じる。物を重要ポストに任命した町に責任がある、と判断したか

山には山姥おるそな
島には島婆おるらしい
島婆といふ字は波おんな
しまなみ女は島婆じや

「赤ちゃんの時から『ふー、ぼー』と呼んでました。お友達に『うちの祖父はね・・・』とか『このあいだ祖母がさ・・・』なんて話してくれるのが楽しみらしいのです。祖父はこの島で生まれて育ったので島のことよく知っています。祖父のお父さんやお母さんや、おじいさんやおばあさんから聞いた話もたくさんおぼえていました。大風が吹いた夜は昔から伝えられた島の話を聞かせてくれました。明日海が特にワクワクして何度も聞いたのが「しまんば」の話です。